

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーション業務委託（5件）
履行期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
契約締結日	令和4年4月1日
備考	総価契約 地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。

項目	契約番号	件名	契約相手方	契約金額 （税込）
1	5200268	地域包括支援センター及び 高齢者みまもりステーション 業務委託（南千住地域）	社会福祉法人カメラア会 法人番号：4010605001784	118,535,664円
2	5200269	地域包括支援センター及び 高齢者みまもりステーション 業務委託（荒川地域）	社会福祉法人奉優会 法人番号：9010905000820	71,887,640円
3	5200270	地域包括支援センター及び 高齢者みまもりステーション 業務委託（町屋地域）	社会福祉法人北養会 法人番号：5050005000531	74,995,985円
4	5200271	地域包括支援センター及び 高齢者みまもりステーション 業務委託（尾久地域）	社会福祉法人信愛報恩会 法人番号：4012705000105	134,866,970円
5	5200272	地域包括支援センター及び 高齢者みまもりステーション 業務委託（日暮里地域）	社会福祉法人聖風会 法人番号：8011805000878	130,414,969円

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーション業務委託（5件）</p>
<p>選定業者 （案）</p>	<p>（1） 社会福祉法人カメラア会（南千住地域）                  （2） 社会福祉法人奉優会（荒川地域）                  （3） 社会福祉法人北養会（町屋地域）                  （4） 社会福祉法人信愛報恩会（尾久地域）                  （5） 社会福祉法人聖風会（日暮里地域）</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区内各地域に設置されている地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションにおける業務について委託するものである。                  主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションは、地域における高齢者の総合相談窓口としての専門性・安定性が求められるとともに、関係機関との連携・信頼関係の構築が不可欠な機関である。                  このことを鑑み主管課においては、本件業務委託について、指定管理者制度の基本方針を準用し、事業運営評価及び財務評価の実施を条件として継続契約を行う方針とした。                  これに基づき評価を行うとともに、介護保険運営協議会においても審査を実施した結果、今後も継続して業務の履行ができるとの承認を得られている。                  選定業者（1）及び（3）～（5）は、現行契約の受託者であり、主管課にて令和3年度業務の履行評価を行っているが、いずれも9割以上の評価点であり、履行状況は良好であったことから、今後も安定的な履行が期待できる。                  選定業者（2）は、令和4年度から「花の木ハイム荒川」の指定管理者となるが、指定管理者の選定時に本件業務委託について募集要項において定めたとうえで、主管課にて運営計画書・人員配置計画書等を確認しており、確実に履行できるとの判断を得ている。</p> <p>以上のことから、上記の各法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの長期継続契約（5年）を締結する。</p>